

① 質問自治体名 記入必須	② 該当箇所 記入必須	③ 意見のカテゴリ 記入必須	④ ご意見等内容 記入必須	⑤ ご意見等の理由・経緯 記入必須	⑥ 解釈案・代替案等 (修正後の要件文案)	反映方針	反映内容
株式会社IJC	機能ID：0211322 ・介護保険料加算・年金収入からの控除（介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料）については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。	機能修正	後期高齢者医療保険料・国民健康保険料の記載を削除していただきたい。 ※要件とするならば別機能IDでオプション要件としていただきたい	後期高齢者医療保険、国民健康保険自体、生活保護の現世帯においては関連度が低いと考えます。 介護保険料は必須と考えますが、これらの後期高齢、国保が業務上で必要とはならず一部の自治体様で利用可能なオプション機能とした方がシステム利用料への影響においても合理的ではないかと考えました。 また、現在の連携要件において、国保や後期高齢の情報は連携要件にないため、要件として定義するのであれば連携要件の修正も必要かと思えます。	介護保険料加算・年金収入からの控除（介護保険料）については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。	反映する	意見のあった機能要件を以下のように修正し、別で機能要件を追加する 機能ID：0211322 ・介護保険料加算・年金収入からの控除（介護保険料）については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。 以下の機能要件を追加する。 機能ID：XXX0102 ・介護保険料加算・年金収入からの控除（後期高齢者医療保険料・国民健康保険料）については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0011 申請書、申告書、拳証資料等のPDFデータを取り込めること。	機能削除	以下の要件との違いが判らないため、同じであれば不要だと思います。 機能ID:0210981 スキャナやOCRで電子化したイメージデータを取り込めること。	敢えて取込を実施できる資料類を明示しておりますが、各機能で明示しないのであれば不要かと思えます。	機能削除	反映する	機能ID:0210981 スキャナやOCRで電子化したイメージデータを取り込めること。 上記機能要件に要件の要件の考え方・理由に以下を追記する。 なお、実装区分および適合基準日は次年度の調整事項とする。 「申請書、申告書、拳証資料等のPDFデータを取り込めることを想定している。」 また、機能ID：XXX0011は削除とする。
株式会社IJC	機能ID：XXX0019 ・年金収入からの控除（介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料）については、認定期限を設定し、期限を迎えたものは自動で控除を削除できること。	機能修正	後期高齢者医療保険料・国民健康保険料の記載を削除していただきたい。 ※要件とするならば別機能IDでオプション要件としていただきたい	後期高齢者医療保険、国民健康保険自体、生活保護の現世帯においては関連度が低いと考えます。 介護保険料は必須と考えますが、これらの後期高齢、国保が業務上で必要とはならず一部の自治体様で利用可能なオプション機能とした方がシステム利用料への影響においても合理的ではないかと考えました。 また、現在の連携要件において、国保や後期高齢の情報は連携要件にないため、要件として定義するのであれば連携要件の修正も必要かと思えます。 ※介護保険料だけであれば、既存ID0210108と同じではないでしょうか	年金収入からの控除（介護保険料）については、認定期限を設定し、期限を迎えたものは自動で控除を削除できること。	反映する	意見のあった機能要件を以下のように修正し、別で機能要件を追加する 機能ID：XXX0019 ・年金収入からの控除（介護保険料）については、認定期限を設定し、期限を迎えたものは自動で控除を削除できること。 以下の機能要件を追加する。 機能ID:XXX0101 ・年金収入からの控除（後期高齢者医療保険料・国民健康保険料）については、認定期限を設定し、期限を迎えたものは自動で控除を削除できること。

北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0020 介護保険システム等から受領した介護保険料情報をもとに、複数の被保護者に対して介護保険料加算の認定を一括で行えること。	機能削除	以下の要件との違いが判らないため、同じであれば不要だと思います。 機能ID:0211424 ・介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を介護保険システムから連携したデータをもとに一括または個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。	同じ機能だと思いますので、不要だと思います。	機能削除	反映する	機能ID：XXX0020は削除とする。 機能ID:0211424 ・介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を介護保険システムから連携したデータをもとに一括または個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。 上記機能要件の要件の考え方・理由に以下を追記する。 なお、実装区分および適合基準日は次年度の調整事項とする。 「介護保険システム等から受領した介護保険料情報をもとに、複数の被保護者に対して介護保険料加算の認定を一括で行えることを想定している。」
株式会社IJC	機能ID：XXX0021 マイナンバー制度における情報提供ネットワーク（中間サーバー）経由で取得した年金情報をもとに、複数の被保護者に対して年金収入からの控除（介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料）の認定を一括で行えること。	その他	標準オプション機能としていただきたい	番号制度での情報照会は庁外の照会となるため必要となる対象者は少ないと考え、多くの自治体様にとってはオーバースペックな機能ではないかと考えました。 ※AIや音声、OCRなどDX関連機能はオプション前提かと思いますが本件は他連携と同じ優先度で必須と考えられておられるかと懸念して念のため記載いたしました ※取得するとしても年金ではなく、介護、後期高齢それぞれの特定個人情報から取得するべきではないでしょうか(手続き的にもそうですし、特別控除だけが収入認定したいわけでもないかと思いません)。		反映しない	実装区分については次年度において検討することを想定しているため、次年度に向けた意見として扱う。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0025 申請書、申告書、拳証資料等のPDFデータを取り込めること。	機能削除	以下の要件との違いが判らないため、同じであれば不要だと思います。 機能ID:0210981 スキャナやOCRで電子化したイメージデータを取込みできること。	取込で取込を実施できる資料類を明示しておりますが、各機能で明示しないのであれば不要かと思えます。	機能削除	反映する	機能ID:0210981 スキャナやOCRで電子化したイメージデータを取込みできること。 上記機能要件の要件の考え方・理由に以下を追記。 なお、実装区分および適合基準日は次年度の調整事項とする。 ・申請書、申告書、拳証資料等のPDFデータを取り込めることを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取りこみ、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。 また、機能ID：XXX0025は削除とする。

株式会社IJC	機能ID：XXX0029 複数月にわたり予定登録された収入充当額について、一定期間変更処理が行われていない場合、被保護世帯を担当する地区担当員および査察指導員に対して、変更処理が行われていないことのアラートを表示できること。	機能修正	要件の表現を変更していただきたい	どのタイミングでアラートしてほしいかが要件上不明瞭に感じました。 収入の認定についても複数のものがありますし、収入以外の変更もあります。そのなかで「一定期間変更処理のない」という条件でアラート表示をしても運用上での用途とマッチしない可能性が高いのではと懸念しました。 次のIDXXX0030の表現はわかりやすく、これに合わせてどうかと考えました。	認定期限を設定された収入について、認定期限の到来前に被保護世帯を担当する地区担当員と査察指導員に、加算の認定期限の到来が間近であることのアラートを表示できること。	反映する	機能ID：XXX0029を以下のとおり修正する 機能ID：XXX0029 複数月にわたり予定登録された収入充当額について、充当額に一定期間変更がない場合、被保護世帯を担当する地区担当員と査察指導員に対して、収入充当額に変更がないことのアラートを表示できること。 なお、上記機能要件の要件の考え方・理由に以下を追記する。 「アラートの表示までの期間については標準仕様で定める想定はない。」 「予定登録された就労収入の収入充当額等について、一定期間変更や実績の入力が無い場合に、地区担当員が認定漏れが無いかを把握するための機能として想定している。」
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0031 保護変更の決定通知について、被保護世帯に電子で送付出来ること。	機能追加	本項目を実装となると被保護世帯への送付するためのメールアドレス等が必要になると思われるため、管理項目へのメールアドレスの追加をお願いいたします。	メールアドレス以外での送付方法があるのであればそれに該当した管理項目の追加をお願いいたします。 また、何で送付したのか判断できるような項目も必要ではないでしょうか。 例： 通知発行区分（紙・電子） etc	世帯または世帯員の管理項目に追加が必要。 また、通知書の発行履歴にて電子なのか紙で発行したかなどの管理項目も追加が必要。	反映する	以下の2点の機能要件を追加する。 機能ID：XXX0103 以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保護世帯主メールアドレス 機能ID：XXX0104 保護決定通知書について、以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通知発行区分（紙・電子） 決定通知書の電子機能については、事業者等の意見を踏まえたうえで標準仕様書への反映内容の詳細を調整する必要があると判断しました。 次年度において事業者を中心にヒアリングを行い、反映内容の詳細を調整することとします。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0033 訪問基準を検討するためのチェックリストを登録できること。	機能修正	「システム外でオフィスソフト等を用いて作成されたチェックリストをシステムに登録する仕様を想定」との要件の考え方があるが、もう少し具体的な内容を明示していただきたい。	本内容であればシステム内の管理項目にてどの内容とどの内容を組み合わせてリストを作成して良いのかなどの仕様について明記がなく機能として抽象的すぎるため、もう少し具体的な仕様として明示していただきたい。	求められる仕様がわかりづらいのため、もう少し具体的な仕様の明記していただきたい。	反映する	訪問基準の考え方が自治体ごとに異なる想定のため、どの管理項目を組み合わせてチェックリストを作成するかについて標準仕様書において定義する想定はない。 自治体が独自にチェックリストを作成し、生活保護システムに登録し、訪問基準の検討にあたって参照できることを想定しているため、以下のように修正を行う。 機能ID：XXX0033 訪問基準を検討するためのチェックリストを登録できること。 上記機能要件の要件の考え方・理由を以下の内容に変更する。 ・訪問基準については、実施機関において被保護世帯の世帯類型や助言指導等の必要性に応じた統一的な基準を作成し、運用している実態があると認識しているため、標準仕様において訪問基準およびチェックリストの仕様を定める想定はない。 ・当機能要件は、ExcelファイルやWordファイル等を用いて作成したチェックリストを、Excelファイル、WordファイルまたはPDFファイルの形式でシステムに取り込む仕様を想定している。

北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0035 訪問先または面談時において、タブレット端末、スマートフォン端末等でシステムが保有する被保護者の情報を閲覧できること。	機能削除	以下の要件との違いがわからないため、削除していただきたい。 機能ID:0210982 タブレット端末により、受給者の情報（世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助）を照会できること。	以前の要件がタブレット端末限定であるならば本要件の記載を変更した方が良いかと思えます。 同じ要件を複数記載しても仕様書として煩雑化するため、ある程度機能はまとめた記載にしていきたい。	機能削除または機能修正	反映する	機能ID:0210982 タブレット端末により、受給者の情報（世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助）を照会できること。 上記機能要件の要件の考え方・理由に以下を追記する。 なお、実装区分および適合基準日は次年度の調整事項とする。 ・訪問先または面談時において、タブレット端末、スマートフォン端末等でシステムが保有する被保護者の情報を閲覧できる機能として想定している。 ・閲覧できる情報を仕様書上において定める想定は無いが、被保護者の氏名、住所、訪問基準、過去の訪問実績、援助方針、ケース記録、備忘録等を想定している。 ・タブレット端末等を用いて被保護者の情報を閲覧する場合、タブレット端末にあらかじめ被保護者の情報をダウンロードする方法、タブレット端末から生活保護システムにアクセスして閲覧する方法などを想定しているが、各自治体の情報セキュリティポリシー、運用が異なることを想定しているため、標準仕様書において閲覧の具体的な方法を定める想定はない。 機能ID：XXX0035は削除とする。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0037 訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを訪問時または面談時にシステムに取り込めること。	機能修正	「訪問時または面談時にシステムに取り込めること。」と記載があるが、取込タイミングを明示は不要ではないか。機能ID：XXX0038とタイミングのみの違いであるため、音声データが取込めることの記載のみで良いかと思えます。	タイミングの記載についてある一定の訪問時または面談時の区切りで取込を行うなどの解釈にばらつきがでてしまうため、結果として音声データを保持したい点が機能として実装されれば良いため、「訪問時または面談時」と記載があるとリアルタイムでないといけななどの齟齬が発生するために、タイミングの記載は不要と考えます。	訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 上記の記載のすることにより機能ID：XXX0038は不要となる認識。	反映する	機能ID：XXX0037について以下のように修正する。 訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 機能ID：XXX0038は削除とする。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0038 訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを訪問後または面談後にシステムに取り込めること。	機能修正	「訪問後または面談後にシステムに取り込めること。」と記載があるが、取込タイミングを明示は不要ではないか。機能ID：XXX0037とタイミングのみの違いであるため、音声データが取込めることの記載のみで良いかと思えます。	タイミングの記載についてある訪問後または面談後で取込を行うなどの解釈にばらつきがでてしまうため、結果として音声データを保持したい点が機能として実装されれば良いため、「訪問後または面談後」と記載があるとリアルタイムでないといけななどの齟齬が発生するために、タイミングの記載は不要と考えます。	訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 上記の記載のすることにより機能ID：XXX0037は不要となる認識。	反映する	機能ID：XXX0037について以下のように修正する。 訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 機能ID：XXX0038は削除とする。

北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0053 被保護者の返還金・徴収金の納付状況の一覧を出力出来ること。	機能削除	以下の要件との違いがわからないため、削除していただきたい。 機能ID：0210765 以下の情報について、一覧で確認できること。 ・納入状況	類似した機能が既に記載済みである認識であるため、同件であれば削除をお願いしたい。	機能削除	反映する	以下の情報について、一覧で確認できること。 ・納入状況 ・未納債権 上記機能要件の要件の考え方・理由に以下を追記する。 なお、実装区分および適合基準日は次年度の調整事項とする。 ・被保護者の返還金・徴収金の納付状況の一覧を出力出来る機能として想定している。 ・当機能要件は、地区担当員等が被保護者の返還金・徴収金の納付状況を把握し、納付指導の対象を把握するための機能として想定している。 ・出力にあたってはCSVファイル等での出力を想定している。 ・出力項目としては、ケース番号、世帯主氏名、世帯員氏名、最終納付年月日、納付済額等を想定しているが、どの情報を出力し閲覧するかは自治体の納付指導の運用に応じて異なることを想定しているため、基本データリストのデータ項目を出力できる機能として実装することを想定している。 機能ID：XXX0053は削除とする。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0001 面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを会議中にシステムに取り込めること。	機能修正	「会議中にシステムに取り込めること。」と記載があるが、取込タイミングを明示は不要ではないか。機能ID：機能ID：XXX0002とタイミングのみの違いであるため、音声データが取込めることの記載のみで良いかと思えます。	タイミングの記載についてある一定の会議の区切りで取込を行うなどの解釈にばらつきがでてしまうため、結果として音声データを保持したい点が機能として実装されれば良いため、「会議中」と記載があるとリアルタイムでないといけないなどの齟齬が発生するために、タイミングの記載は不要と考えます。	面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 上記の記載のすることにより機能ID：XXX0002は不要となる認識。	反映する	機能ID：XXX0001について以下のように修正する。 面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 機能ID：XXX0002は削除とする。
北日本コンピューターサービス株式会社	機能ID：XXX0002 面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを会議後にシステムに取り込めること。	機能修正	「会議中にシステムに取り込めること。」と記載があるが、取込タイミングを明示は不要ではないか。機能ID：機能ID：XXX0001とタイミングのみの違いであるため、音声データが取込めることの記載のみで良いかと思えます。	タイミングの記載について会議後の解釈にばらつきがでてしまうため、結果として音声データを保持したい点が機能として実装されれば良いため、「会議中」と記載があるとリアルタイムでないといけないなどの齟齬が発生するために、タイミングの記載は不要と考えます。	面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 上記の記載のすることにより機能ID：XXX0001のみ残る認識。	反映する	機能ID：XXX0001について以下のように修正する。 面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。 機能ID：XXX0002は削除とする。